

南九州市企業立地促進補助金交付要綱新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>○南九州市企業立地促進補助金交付要綱 平成23年10月1日 告示第161号</p> <p>南九州市企業誘致促進補助金交付要綱（平成19年南九州市告示第88号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>（補助金の交付対象者）</p> <p>第3条 略</p> <p>（雇用者数等の要件）</p> <p>第4条 略</p> <p>（補助金の種類及び額等）</p> <p>第5条 補助金の種類及び額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の合計額とする。ただし、1万円未満の額が生じた場合にはこれを切り捨てた額とする。</p>	<p>○南九州市企業立地促進補助金交付要綱 平成23年10月1日 告示第161号</p> <p>南九州市企業誘致促進補助金交付要綱（平成19年南九州市告示第88号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>（補助金の交付対象者）</p> <p>第3条 略</p> <p>（雇用者数等の要件）</p> <p>第4条 略</p> <p>（補助金の種類及び額等）</p> <p>第5条 補助金の種類及び額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の合計額とする。ただし、1万円未満の額が生じた場合にはこれを切り捨てた額とする。</p>	

(1) 用地取得補助金 工場等を新設、増設又は移転するために新たに取得した土地のうち、市長が工場等の用に供したと認める土地の取得(ただし、用地取得の日から3年以内に工場等の操業を開始した場合に限る。)に要した経費(当該工場等用地に係る解体撤去及び造成費用を含む。)の100分の20に相当する額で、5,000万円を限度とする。

(2) 設備投資補助金 工場等の新設、増設又は移転に係る操業開始の日から1年を経過する日までに要した投下固定資産総額(土地取得経費を除く。次号について同じ。)のうち市長が工場等の用に供したと認める投下固定資産総額に、100分の10(増設する場合においては100分の5)を乗じて得た額で、2,000万円(増設する場合においては1,000万円)を限度とする。ただし、製造業のうち食料品及び飲料を製造する工場等においては100分の15(増設する場合においては100分の7.5)を乗じて得た額で、2,000万円(増設する場合においては1,000万円)を限度とする。

(3) 雇用創出補助金 設置した工場等で新たに雇用された新規地元雇用者の数に50万円を乗じて得た

(1) 用地取得補助金 工場等を新設、増設又は移転するために新たに取得した土地のうち、市長が工場等の用に供したと認める土地の取得(ただし、用地取得の日から3年以内に工場等の操業を開始した場合に限る。)に要した経費(当該工場等用地に係る解体撤去及び造成費用を含む。)の100分の30に相当する額で、5,000万円を限度とする。

(2) 設備投資補助金 操業開始の日から1年を経過する日までに要した投下固定資産総額(土地取得経費を除く。次号について同じ。)のうち市長が工場等の用に供したと認める投下固定資産総額に、100分の10を乗じて得た額で、2,000万円を限度とする。ただし、製造業のうち食料品及び飲料を製造する工場等においては100分の15を乗じて得た額で2,000万円を限度とする。

(3) 雇用創出補助金 設置した工場等で新たに雇用された新規地元雇用者の数に30万円を乗じて得た

額で、1,000万円を限度とする。

2 略

(工場等の指定)

第6条 略

(操業開始届)

第7条 略

(補助金の交付申請)

第8条 略

(補助金の交付決定及び確定の通知)

第9条 略

(補助金の請求)

第10条 略

(補助金の交付)

第11条 略

(報告等)

第12条 略

(指定工場等の承継)

第13条 略

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 略

額で、1,000万円を限度とする。

2 略

(工場等の指定)

第6条 略

(操業開始届)

第7条 略

(補助金の交付申請)

第8条 略

(補助金の交付決定及び確定の通知)

第9条 略

(補助金の請求)

第10条 略

(補助金の交付)

第11条 略

(報告等)

第12条 略

(指定工場等の承継)

第13条 略

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 略

(その他)

第15条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以降に立地協定を締結した者に係る補助金について適用し、同日前に立地協定を締結した者に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則 (平成24年2月1日告示第8号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日告示第38号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月12日告示第8号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式 略

第2号様式 略

第3号様式 略

第4号様式 略

第5号様式 略

(その他)

第15条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以降に立地協定を締結した者に係る補助金について適用し、同日前に立地協定を締結した者に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則 (平成24年2月1日告示第8号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日告示第38号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式 略

第2号様式 略

第3号様式 略

第4号様式 略

第5号様式 略

第 6 号様式 略
第 7 号様式 略
第 8 号様式 略
第 9 号様式 略
第 10 号様式 略
第 11 号様式 略
第 12 号様式 略
第 13 号様式 略
第 14 号様式 略

第 6 号様式 略
第 7 号様式 略
第 8 号様式 略
第 9 号様式 略
第 10 号様式 略
第 11 号様式 略
第 12 号様式 略
第 13 号様式 略
第 14 号様式 略